

盛土規制法に基づく『規制区域の指定』の進捗状況（令和6年8月時点）

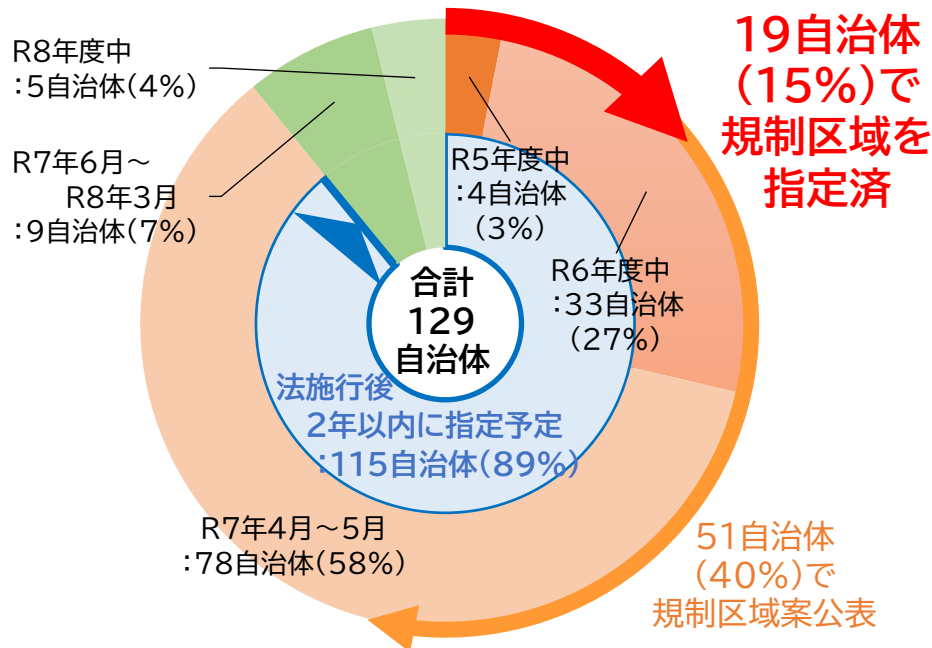
- 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。通称「盛土規制法」)が、令和5年5月26日に施行。
 - 都道府県知事等(指定都市・中核市の長を含む)が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
 - 規制区域内で行われる盛土等を許可等の対象とし、災害防止のために必要な許可基準に沿った安全対策の実施を確認
- 都道府県・指定都市・中核市(計129自治体)で規制区域の指定を進めており、**19自治体(15%)で指定済**(令和6年8月時点)。約9割の自治体で法施行後2年以内に規制区域を指定予定。

※都道府県の場合は、指定都市・中核市以外
※同一自治体内で複数期に指定している場合は、単一計上

【指定済】 広島県(令和5年9月28日)、鳥取県・鳥取市(令和6年1月1日)、福島県(矢祭町、西郷村)(令和6年3月26日)、
大阪府・豊中市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市・神戸市・呉市・福山市(令和6年4月1日)、京都市(令和6年6月6日)、
福島県(白河市)(令和6年6月28日)、堺市・吹田市(令和6年7月1日)、東京都・八王子市(令和6年7月31日)

【規制区域案公表】 北海道(一部市町)、宮城県、福島県(未指定市町村)、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、石川県、福井県、岐阜県、
 愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県 他 指定都市・中核市

◆ 規制区域の指定予定時期別の自治体数及び割合



◆ 全国初の規制区域指定となる広島県等の規制区域図

宅地造成工事規制区域及び特定盛土等規制区域図
 広島県、呉市、福山市(広島市を除く)

- (広島県は令和5年9月28日指定)
 (呉市、福山市は令和6年4月1日指定)
- ・管内全域を指定(土砂条例と同様)
 - ・条例により特盛区域の対象規模を宅造区域の対象規模に引き下げ



盛土規制法に基づく危険な盛土等への対応について

- 盛土規制法では、不法・危険盛土等に対処する行政処分として、「監督処分」と「改善命令」の2種類の方法を規定。
 - 「監督処分」は、許可制度上の違反がある盛土等が対象(規制区域指定後の盛土等)
 - 「改善命令」は、原則、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象(規制区域指定前の盛土等)
- 規制区域内の土地の所有者等は、**宅地造成等に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない。**
 - 災害の発生のおそれのあるときに、土地所有者等に対し、災害防止のため必要な措置の勧告や改善命令を発出
 - 命令に応じない場合等は、義務者に代わり、都道府県等が必要に応じ行政代執行を実施(代執行費用は徴収)
- 規制区域を指定した都道府県等では、危険な盛土等に対し、盛土規制法に基づく行政処分等を実施。

<対応中の事例>



行為：民家裏に大量の不適切盛土
土地区分：農業振興地域（農用地区域外）
搬入時期：令和5年7月頃※から令和5年12月頃まで
（※搬入開始時期は確認された時期であり正確な時期は不明）
区域指定：令和6年3月
対応状況：盛土規制法に基づき、盛土の撤去など災害防止措置を求める改善命令及び行政代執行（令和6年8月～）
備考：既存法令違反無し



行為：森林に大量の不適切盛土
土地区分：地域森林計画対象の森林
搬入時期：令和5年6月頃※から令和6年5月頃まで
（※搬入開始時期は確認された時期であり正確な時期は不明）
区域指定：令和6年3月
対応状況：盛土規制法に基づく対応を検討中
備考：隣接保安林へも土砂が流出したため、森林法に基づき原状回復を求める復旧命令

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）（昭和36年法律第191号）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）【公布：R4.5.27 / 施行：R5.5.26】

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応）



死者28名、住宅被害98棟
R3.7 静岡県熱海市



廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟
H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め
R9.6 千葉県多古町



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”
※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

規制区域 ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**

- **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
- **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定

規制対象 ◆ 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

3. 責任の所在の明確化

管理責任 ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有すること**を明確化

監督処分 ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**

2. 盛土等の安全性の確保

許可基準 ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

中間検査完了検査 ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

4. 実効性のある罰則の措置

罰則 ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止（KPI）
規制区域を指定する都道府県等（都道府県、政令市、中核市）の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

盛土規制法
総合窓口
（ポータルサイト）



<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-portal.html>